

第3期 宇治田原町環境基本計画

(含 宇治田原町地球温暖化対策計画 (区域施策編))

概要版

●環境基本計画とは

宇治田原町の目指すべき環境像を実現するため、住民・事業者・行政が協働で取り組むための基本理念や目標、本町の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境を取り巻く諸課題に取り組むため策定するもので、地域の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー導入の促進などの緩和策と、現に進行している温暖化に伴う諸課題に対応するための適応策で構成する「宇治田原町地球温暖化対策計画 (区域施策編)」を含みます。

●計画の期間

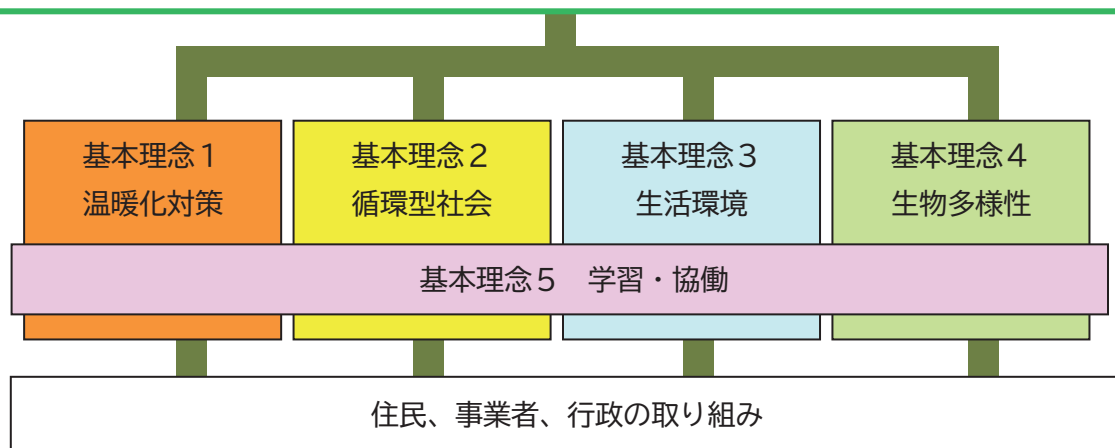
本計画の期間は、令和 6 (2024) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 10 年間とします。その間、計画の進行管理を行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて期間の中間 (5 年) で見直しを行います。

●目指すべき環境像

第3期計画では、今後重要となるキーワードをもとに新たに目指すべき環境像を設定しました。その意味は、人と自然が調和して共存し、ともに未来 (循環型社会) を作るということです。

目指すべき環境像

「^わ環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごろのまち 宇治田原」



SDGsとは、17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標で、2030年を達成目標とします。

一人ひとりが行動することを求め、だれ一人取り残さない持続可能で、多様なものを受け入れ調和する社会の実現を目指しています。

本計画では、分野ごとに該当する項目のアイコンを示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念1 脱炭素化に取り組むまち

(温暖化対策)

(宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))



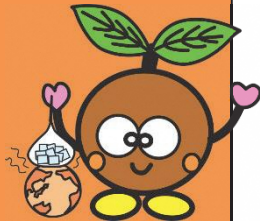
○主な目標管理項目

町内の温室効果ガス排出量

H25(2013)	R12(2030)
97 千 t-CO2	52 千 t-CO2

○町の主な取組(施策)

- ・温暖化に関する意識啓発
- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・省エネルギー化の推進
- ・公共交通の利用促進
- ・森林の適正管理の推進
- ・廃棄物の削減
- ・熱中症対策
- ・災害対策



○住民の取組

- ・自宅の省エネルギー化や節電に努めます。
- ・地球温暖化に関する情報に関心をもち、常に意識して行動するよう努めます。
- ・環境負荷の低い商品の購入や地元農産物の利用に努めます。
- ・公共交通機関の利用に努めます。
- ・気象情報に関する情報を収集し、熱中症の予防に努めます。

○事業者の取組

- ・事業所の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・事業所に再生可能エネルギー施設を設置するよう努めます。
- ・事業所での節電や廃棄物の削減に努めます。
- ・地域での温暖化対策への取り組みに貢献するよう努めます。
- ・労働環境の整備により従業員の熱中症の予防に努めます。
- ・事業所内での災害発生時の事故のリスク低減に努めます。

基本理念2 ごみの削減に取り組むまち

(循環型社会)



○主な目標管理項目

家庭ごみの排出量(1人1日当)

R4(2022)	R14(2032)
620g	580g

※町が収集する可燃・不燃ごみ

○町の主な取組(施策)

- ・家庭ごみの排出量削減
- ・家庭ごみの適正処理
- ・事業ごみの適正処理の推進
- ・ごみの野焼き抑制
- ・資源物のリサイクル促進

○住民の取組

- ・食品ロスの削減に努め、ごみの排出量を削減します。
- ・リサイクルできるものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・町の分別や排出ルールに従い、適切に排出します。
- ・ごみステーション利用者で清潔の保持に努めます。
- ・ごみの処理を無許可業者に依頼しません。
- ・紙ごみは地域の古紙回収に出すように努めます。

○事業者の取組

- ・できるだけ再資源化に努め、ごみの排出量削減に努めます。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適切に処分します。
- ・廃棄物を不適切な方法で焼却処分しません。
- ・町が実施する一般廃棄物処理施策に協力します。

基本理念3 快適で暮らしやすいまち (生活環境)



○主な目標管理項目

田原川の水質

R4(2022)	R14(2032)
河川類型 A	河川類型 A

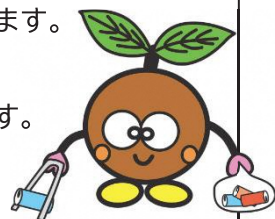
※国が定める環境基準

○町の主な取組（施策）

- ・公害の防止
- ・環境汚染の監視
- ・汚水の処理
- ・ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
- ・地域の美化活動の推進
- ・空き地・空家の適正管理の推進
- ・動物の適正飼育推進

○住民の取組

- ・汚水や油等を直接河川等に流さないようにします。
- ・ごみや草などを野焼きしません。
- ・所有・管理する土地や家屋を適切に管理します。
- ・動物は責任をもって終生飼育に努めます。



○事業者の取組

- ・法に定める基準を遵守し、特定施設の設置届出等、必要な手続きを行います。
- ・濁水や汚染物が事業所の外に漏洩しないよう努めます。
- ・事故等が発生した場合は関係機関に速やかに連絡し、その指示に従って対応します。
- ・地域住民の声に耳を傾け、信頼を得られるよう努めます。
- ・事業所内の清潔を保持し、周辺の環境保全に努めます。

基本理念4 豊かな自然と共生するまち (生物多様性)



○主な目標管理項目

生物多様性地域戦略

R4(2022)	R14(2032)
未策定	策定・公開

○町の主な取組（施策）

- ・自然環境保全と開発の調和
- ・自然とのふれあいの推進
- ・外来生物・有害鳥獣対策

○住民の取組

- ・ペットや町外から持ち込んだ生物を野外に放出しません。
- ・過剰な野生生物の採取や生息環境を破壊しないよう努めます。
- ・特定外来生物の防除に協力します。

○事業者の取組

- ・生物多様性の保全を経営課題ととらえ事業活動に努めます。
- ・生物多様性の保全に資する活動に参加するよう努めます。
- ・事業所の設置等では、地域の自然環境保全に配慮します。

基本理念5 とともに学び行動するまち (学習・協働)



○主な目標管理項目

環境学習実施回数・参加者数

R4(2022)	R14(2032)
13回 125人	20回 200人

○町の主な取組（施策）

- ・環境情報や学習機会の提供
- ・環境活動への支援

○住民の取組

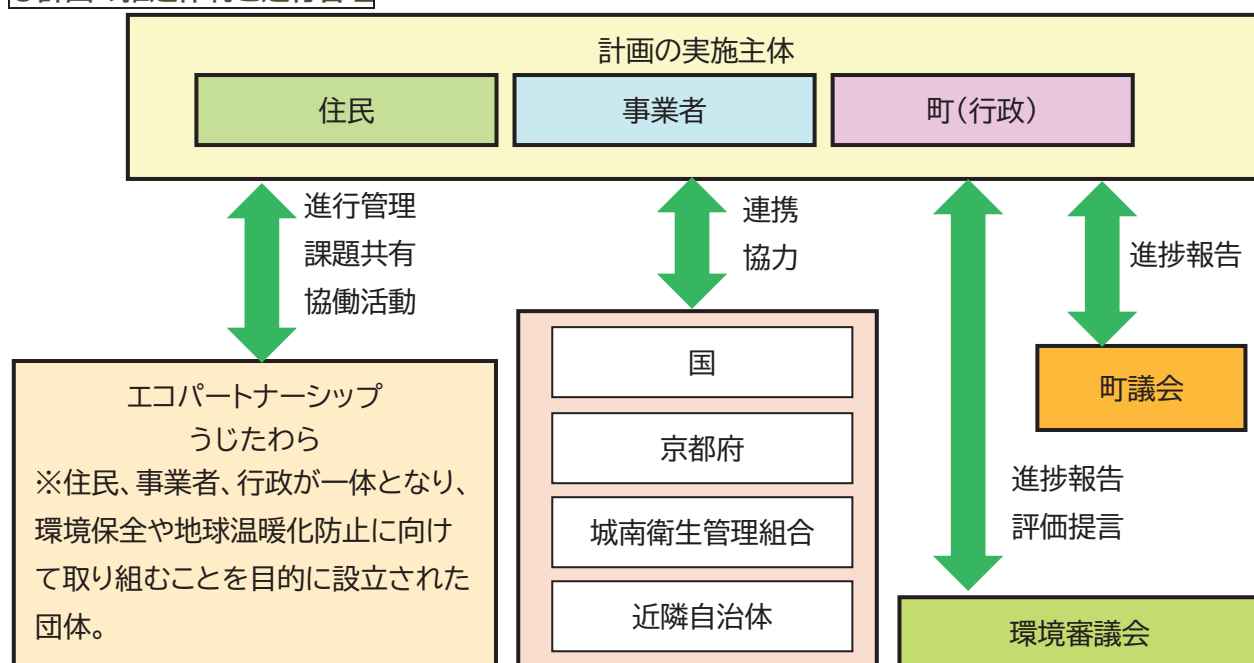
- ・環境学習に参加するよう努めます。
- ・環境に関する活動に参加するよう努めます。

○事業者の取組

- ・事業所見学等、環境学習の実施に協力するよう努めます。
- ・環境に関する知識をアップデートするよう努めます。
- ・地域の環境保全活動に協力します。

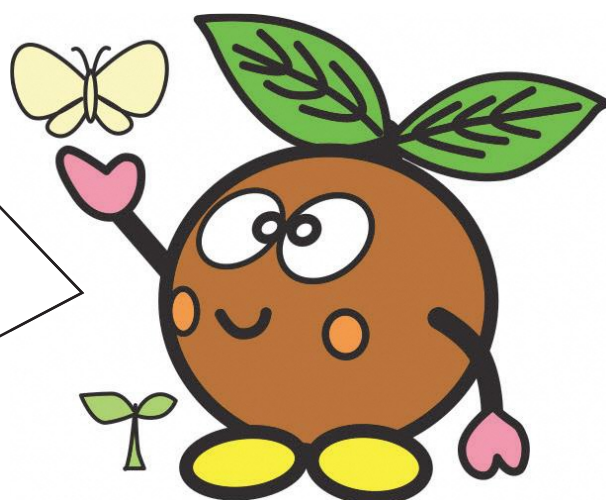


●計画の推進体制と進行管理



自分が考えた最強のエコアクション！

普段自分で取り組めることを考えてみましょう。(例：「使わない部屋の照明を消す」など)



第3期 宇治田原町環境基本計画（含 宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編））
概要版

発行：令和6（2024）年5月 宇治田原町建設環境課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1

TEL 0774-88-6639（直通） FAX 0774-88-3231（役場代表）

<https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>